

# 令和8年度石垣市移住定住支援業務委託 仕様書

## 1. 委託業務名

令和8年度 石垣市移住定住支援業務

## 2. 業務の目的

本市においては、少子高齢化の進行に伴う自然減及び移住・定住者の減少による社会減により、今後人口減少局面に入ることが見込まれている。このため、将来にわたり地域の活力を維持するためには、本市への新たな人の流れを創出し、移住・定住の促進を図ることが重要である。

このような背景を踏まえ、本業務は、本市の魅力や暮らしの情報を効果的に発信するとともに、移住希望者に対する相談対応から移住後の定着に至るまでの一体的な支援を行い、移住検討段階から定住に至るまでの切れ目のない支援体制を構築するものである。

あわせて、移住希望者を対象に、本市での生活・仕事・地域環境等を具体的に体感できるオーダーメイド型の移住体験ツアーを実施することで、移住後の生活イメージの具体化及び不安の解消を図り、移住の意思決定を後押しし、実際の移住・定住へと繋げることを目的とする。

## 3. 業務の概要

### (1) 委託期間

令和8年7月1日から令和9年3月31日まで

### (2) 委託料

予算限度額 1,155,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、契約額や予定価格を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意し、提案にあたっては上記金額を超えないものとする。

事業費とし計上できる費用については、事業実施に直接要する次の経費とする。

- ① 直接人件費
- ② 報償費
- ③ 旅費
- ④ 使用料及び賃借料
- ⑤ 消耗品費
- ⑥ 印刷製本費
- ⑦ 通信運搬費
- ⑧ 一般管理費（（直接人件費＋直接経費）×10%以内）
- ⑨ 消費税
- ⑩ その他（上記費目以外に必要な経費と認められるもの）

※次のような経費は対象外とする。

- ・領収書等、支出を確認する証拠書類が提出できない経費
- ・本業務以外に係る事業者の恒常的な運営経費（事務所等の維持管理費、人件費、備品・

設備購入費等)

- ・ 飲食費
- ・ その他、不適切と認められる経費

### (3) 主な業務

- ① 移住定住相談の受付（電話・メール・オンライン・訪問等の対応）
- ② 移住定住に関する情報発信
- ③ 移住相談会等への参加・支援
- ④ 移住希望者や移住者を含めた地域コミュニティの形成や働きかけ
- ⑤ オーダーメイド型移住体験ツアーの実施

以下を要件とする。

ア ツアーは、参加者ごとの希望条件（就業、住居、子育て環境、地域性等）を踏まえ、個別にプログラムを設計するオーダーメイド型とすること。

イ 本市での生活を具体的にイメージできるような内容とすること。

ウ 地域住民や先輩移住者との交流の場を提供すること。

エ ツアー参加者に対し、ツアーの感想及び石垣市への移住・定住に関するアンケートを実施し、ツアー終了後も参加者に対し継続的な相談対応及び情報提供を行うこと。

オ ツアーは5組以上実施すること。ただし、同一日に複数組を対象として実施した場合は、1組として取り扱うものとする。

カ ツアーの日数は、各組1泊2日～2泊3日とすること。

キ 交通費及び宿泊費は参加者の負担とすること。

- ⑥ その他、移住・定住支援に資すると認められるもの

## 4. 納品

### (1) 成果物

- ① 業務完了届
- ② 業務報告書
- ③ その他契約書によるもの

### (2) 納品場所・期限

- ① 場所：石垣市企画部ふるさと創生課
- ② 期限：令和9年3月31日（水）午後5時まで

### (3) 関係書類等の整備

本業務に係る関係帳簿類を整備して5年間保管すること。

## 5. 権利関係

(1) 成果物についての所有権、著作権等は、石垣市に所属するものとする。

(2) 納入される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合は、石垣市が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用及び使用許諾契約等に係る一切の

手続きを受託者が行うこととする。また、この場合、受託者は当該契約の内容について石垣市の承認を得る事とする。

- (3) 成果物に係る著作権について第三者と紛争が生じたときは、受託者は、直ちにこれを市に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。

## 6. その他

本仕様書に明示のない事項又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

### ・担当部署

石垣市企画部ふるさと創生課地域創生係 担当：平良

電話：0980-87-9000

電子メール：furusatosousei@city.ishigaki.okinawa.jp